

一 住所及び氏名	二 第二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項
（運賃及び料金の届出）	法第八条第一項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一 住所及び氏名	一 住所及び氏名
二 認可を申請しようとする運送約款（変更認可申請の場合は、新旧の運送約款（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）	二 当該運賃を適用しようとする航路
（運賃及び料金の届出）	三 当該運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の運賃又は料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
（運賃及び料金の変更の届出の場合は、変更の予定期日（運賃の上限の認可等）	四 運賃及び料金の変更の届出の場合は、変更の予定期日

（運賃の上限の認可等）	（運賃の上限の認可等）
二 当該運賃を適用しようとする区間及び当該区間を含む航路	二 運送の引受けに関する事項
三 当該運賃の上限の種類、額及び適用方法（変更認可申請の場合は、新旧の運賃（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）並びにその算出の基礎	三 乗船券、手荷物券、小荷物券及び自動車航送券に関する事項
四 変更認可申請の場合は、次に掲げる事項イ 変更の予定期日ロ 変更を必要とする理由	四 手荷物及び小荷物の範囲に関する事項
（運送約款の認可申請）	五 手荷物及び小荷物の引取り、引渡し及び保管に関する事項
第五条 法第九条第一項の規定により運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款設定認可（変更認可）申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。	六 手荷物、小荷物及び航送する自動車の積込み及び陸揚げに関する事項

（運送約款の認可申請）	（運送約款の認可申請）
第五条 法第九条第一項の規定により運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款設定認可（変更認可）申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。	一 一般旅客定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
（運送約款の認可申請）	二 一般旅客定期航路事業者が自ら管理するウエブサイトを有していない場合
（運送約款の認可申請）	三 一般的旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項において同じ。）を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。
（運送約款の認可申請）	四 変更の予定期日ロ 変更を必要とする理由

（運送約款の認可申請）	（運送約款の認可申請）

海区域をいう。第二十三条の四の五第二号において同じ。)のみを航行するとき(対外旅客定期航路事業の場合を除く。)。

三 当該船舶が離島航路(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。)を航行するとき。

第十三条及び第十四条 削除

(事業の休止等の届出)

第十五条 法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止(廃止)届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 休止(廃止)の許可を申請しようとする航路

三 休止(廃止)の予定期日

四 休止の届出の場合は、休止の期間(利用者の利便を阻害しないと認められる場合)

第十五条の二 法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一 当該指定区間ににおいて他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を営むものと国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

二 一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

(譲渡譲受の認可申請)

第十六条 法第十八条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受(以下この条において「譲渡譲受」という。)の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名

二 譲渡譲受をしようとする一般旅客定期航路事業及び譲渡譲受価格

三 譲渡譲受の予定期日

二 譲渡譲受を必要とする理由

二 前項の一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとす
る。

二 譲渡譲受契約書の写し
三 譲受人が法人である場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四 譲受人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に係るものである場合は、当該使用旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書

(合併等の認可申請)

第十七条 法第十八条第二項の規定により合併又は分割の認可を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した合併(分割)認可申請書を合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一 当事者の住所、名称及び代表者の氏名

二 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の住所、名称及び代表者の氏名

三 合併(分割)の方法及び条件

四 合併(分割)の予定期日

五 合併(分割)を必要とする理由

前項の合併(分割)認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併(分割)契約書(新設分割の場合については、分割計画書)の写し及び合併(分割)比率説明書

二 合併(分割)により法人を設立する場合には、当該法人に関し、定款並びに必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画書

三 合併後存続する法人又は吸收分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を営んでいない場合は、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四 合併(分割)に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併(分割)に関する意思の決定を証するに足りる書類

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路

第十八条 削除
(相続人による事業継続の認可申請)
第十九条 法第十八条第四項の規定により被相続人の行つた一般旅客定期航路事業を引き継ぎ當もうとする相続人(以下この条において「事業承継相続人」という。)は、次に掲げる事項を記載した相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 被相続人の氏名及び被相続人との続柄

三 承継しようとする一般旅客定期航路事業

四 事業承継相続人以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

五 相続に伴う当該一般旅客定期航路事業に属する財産に関する権利義務の変動

六 事業承継相続人が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由

七 前項の相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 戸籍謄本

二 事業承継相続人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 当該一般旅客定期航路事業を事業承継相続人が承継することに対する事業承継相続人以外の相続人の同意書(輸送の安全にかかる情報の公表)

四 第十九条の二 法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次のとおりとする。
一 法第二十五条第一項の規定による立入検査による事項
二 法第十七条又は第十九条第二項の規定によるとする处分(輸送の安全に係るものに限る。)による事項
三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

二 法第十九条の二の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第十九条の二の二 一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 輸送の安全に関する基本的な方針

二 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

三 安全管理規程

四 安全統括管理者に係る情報（氏名、生年月日その他）
　日その他の特定の個人を識別することができない情報を除く。

五 運航管理者に係る情報（氏名、生年月日その他）
　他の特定の個人を識別することができる情報を除く。

一 一般旅客定期航路事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、一般旅客定期航路事業者は、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局長に報告しなければならない。

二 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報

三 一般旅客定期航路事業者は、前二項に規定する事項のほか、法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項の規定による命令を受けたときは当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
(特定旅客定期航路事業の許可申請)

第十九条の二の三 法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（以下「特定旅客定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の氏名

三 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示すること）。

ロ 当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の概要

二 運航時刻

ホ 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季

ヘ 運航開始予定期日

ト 運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

ホ 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季

ヘ 運航開始予定期日

五条中「一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」とあるのは「特定旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「特定旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあることは、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人特定旅客定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

第七条の二から第七条の四までの規定は、特定旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）について準用する。

（事業計画の変更の届出）

第十九条の四 法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一 使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更

二 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第十九条の三第一項の許可を受けた際の事業計画（法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三 運航時季の変更

四 運航の時季の変更

五 運航開始予定期日の変更

六 運航日程及び運航時刻

（事業変更の届出）

第二十条の二 法第十九条の五第一項の規定により届出をした事項を変更しようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航貨物定期航路事業変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 変更しようとする事項（前条に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三 変更の予定期日

四 変更を必要とする理由

（事業廃止の届出）

第二十一条 法第十九条の五第二項の規定により人の運送をする内航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 廃止した航路

三 廃止の年月日

（貨率表の公示の方法）

第二十二条 法第十九条の六の二の規定による公示は、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいよう掲示するとともに、内航貨物定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、内航貨物定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

した人の運送をする内航貨物定期航路事業開始届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

イ 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示すること）。

ロ 当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の概要

二 事業計画

イ 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示すること）。

ロ 使用船舶（予備船を含む。以下同じ。）の明細（第一号様式による。）

ハ 当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の概要

二 運航時刻

ホ 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季

ヘ 運航開始予定期日

ト 運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

ホ 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季

ヘ 運航開始予定期日

終点の営業所及び代理店に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（貨率表の設定除外）

第二十二条の三 法第十九条の六の規定により貨率表を定めることを要しない貨物は、内航貨物定期航路事業にあつては、次の通りとする。

一 石炭

二 コークス

三 鉱石

四 塩

五 砂糖

六 肥料

七 セメント

八 木材

九 軟木類

十 鋼鉄及び鋼材

十一 わら工品

十二 その他主としてばら積又は満船積を通して販売する貨物

十三 二口五トン以上の場合に限る。（二口五トン以上の場合は、次の通りとする。）

一 前項第一号から第十号までに掲げる貨物

二 前項第一号から第十三号までに掲げる貨物

三 生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果実その他季節的に出回る貨物

（運賃及び料金等の公示の方針）

第二十三条 法第十九条の六の二の規定による公示は、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいよう掲示するとともに、内航貨物定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、内航貨物定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

第二十一条の五 第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする内航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による处分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは当該命令」と読み替えるものとする。

第二十一条の六から第二十一条の十一まで 削除

第二十一条の十二 削除

(事業開始の届出)

第二十一条の十三 法第十九条の四第二項の規定

により対外旅客定期航路事業の開始の届出をしようとする者又は法第十九条の五第一項の規定により外航貨物定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長をして国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名
二 対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の別及び人の運送の有無

三 当該航路の名称
四 事業計画

五 航路の起点、寄港地及び終点(航路図をもつて明示すること)。

ロ 使用船舶の明細(第十号様式による。)
ハ 運航回数(運航が特定の時季に限られてゐるものにあつては、その運航の時季を含む。)
二 起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地
五 貨物運送約款(事業変更の届出)

第二十一条の十四 法第十九条の四第二項又は第十九条の五第一項の規定により前条の外航定期航路事業開始届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長をして国土交通大臣に提出するものとする。

所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。
二 住所及び氏名
三 変更しようとする事項及びその実施の予定期日
一 住所及び氏名
二 変更しようとする事項(前条に規定する事項の新旧(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)及びその実施の予定期間
三 運航回数を一時的に変更しようとする場合には、その実施の予定期間
四 変更の理由
(運賃及び料金等の公示の方法)

第二十一条の十五 第二十一条の四の規定は、法第十九条の四第三項及び第四項又は第十九条の六の二の規定による外航定期航路事業の運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、「營業所及び発着所」とあるのは「營業所」と、「第六条に規定する事項」を記載した運送約款」とあるのは「運送約款」と読み替えるものとする。

(運送約款の届出)

第二十一条の十六 法第十九条の四第四項の規定

により運送約款の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長をして国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名
二 当該航路の名称
三 運送約款(運送約款変更の届出)

所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。
二 住所及び氏名
三 変更しようとする事項及びその実施の予定期日
一 住所及び氏名
二 変更しようとする事項(前条に規定する事項の新旧(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)及びその実施の予定期間
三 運航回数を一時的に変更しようとする場合には、その実施の予定期間
四 変更の理由
(運賃及び料金等の公示の方法)

第二十一条の十七 法第十九条の四第四項の規定

により前条の運送約款届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長をして国土交通大臣に提出するものとする。

二 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
ホ 運航管理者の権限及び責務に関する事項
イ 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
ト 他の輸送の安全に関わる情報(国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項)
シ その他の輸送の安全に関する事項
ス 行わなければならない。

第二十一条の十八 法第十九条の四第六項の規定

により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は又は法第十九条の三までにおいて「対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の別及び人の運送の有無」と「当該航路の名称」と「廃止の年月日」を當む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

第二十一条の十九 対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業(以下この方針に関する次に掲げる事項)

イ 基本的な方針に関する事項
ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
ハ 取組に関する事項
二 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
三 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
四 航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項
五 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項
六 旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
七 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
八 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
九 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
十 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
十一 保安管理体制の整備に関する事項

第二十一条の二十 対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業(以下この方針に関する次に掲げる事項)

イ 基本的な方針に関する事項
ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
ハ 取組に関する事項
二 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
三 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
四 航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項
五 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項
六 旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
七 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
八 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
九 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
十 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
十一 保安管理体制の整備に関する事項

八 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項
二 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
ヘ 従業者に対する職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項(輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む)
チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項
四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項
五 運航管理者の選任及び解任に関する事項(安全統括管理者の要件)

第二十一条の十九の二 対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 對外旅客定期航路事業等の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
二 法第十条の三第七項(他の規定において準用する場合を含む。)の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十一条の十九の三 対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。
イ 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 対外旅客定期航路事業等における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同様の実務の経験を有する者であること。

第一節 安全管理規程の設定又は変更の届出	第二十一條の二十 法第十条の三第一項(法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定(変更)届出書を事業開始の日(変更届出の場合は、当該変更を実施する日)までに主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。
第二節 不定期航路事業	第二十一條の二十一 法第十九条の六(法第十九条の七において準用する場合を含む。)の規定により貨率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次の通りとする。(貨率表の設定除外)
第一款 内航不定期航路事業	第二十一條の二十二 法第二十条第二項の規定により人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書を(事業開始の届出)により貨率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次の通りとする。
第二款 外航定期航路事業	第二十一條の二十一 法第二十条第二項の規定により人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書を(事業開始の届出)により貨率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次の通りとする。
第三款 第二節 不定期航路事業	第二十一條の二十一 法第二十条第二項の規定により人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書を(事業開始の届出)により貨率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次の通りとする。

2 四 解任の届出の場合は、解任の理由を述べた者であること。
二 十八歳以上であること。

二 法第十条の三第七項(他の規定において準用する場合を含む。)の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

三 法第十条の三第七項(他の規定において準用する場合を含む。)の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

四 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任された安

全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参

与する管理的地位にあること及び第二十一条の

の十九の二各号に掲げる要件を備えることを

証する書類

二 運航管理者選任届出書 選任された運航管

理者が第二十一条の十九の三各号に掲げる要

件を備えることを証する書類

三 運航管理者及び運航管理者の選任等の届

出の場合は、新旧の安全管理規程(変更に係

る部分に限る。)を明示すること。

四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届

出)

一 住所及び氏名

二 届出をしようとする安全管理規程(変更届

出の場合は、新旧の安全管理規程(変更に係

る部分に限る。)を明示すること。

三 事業開始予定期日(変更届出の場合は、そ

の実施の予定期日)

四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届

出)

一 住所及び氏名

二 届出をしようとする安全管理規程(変更届

出の場合は、新旧の安全管理規程(変更に係

る部分に限る。)を明示すること。

三 事業開始予定期日(変更届出の場合は、そ

の実施の予定期日)

四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届

出)

一 住所及び氏名

二 届出をしようとする安全管理規程(変更届

出の場合は、新旧の安全管理規程(変更に係

る部分に限る。)を明示すること。

三 選任し、又は解任した年月日

十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

二 第二十二条の二の規定は、法第十九条の六(法第十九条の七において準用する場合を含む。)の規定による外航定期航路事業の賃率表の公示について準用する。

三 第二十二条 法第二十条第二項の規定により人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書を(事業開始の届出)により貨率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次の通りとする。

四 第二節 不定期航路事業

第一款 内航不定期航路事業

第二款 外航定期航路事業

第三款 第二節 不定期航路事業

(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのあること。	三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
(10) 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項	ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
(11) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項	ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
(12) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項	二 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
(13) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項	本内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
(14) 次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項	ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）
(15) (i) 航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図 (ii) もつばら一定の海域において人の運送を行うもの（（i）に掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項 （iii）旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項	チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項
(16) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項	ハ 本内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
(17) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項	ハ 本内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

(18) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのあること。	四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項
(19) 船舶の運航の管理を行おうとする内航定期航路事業と同等以上の規模の人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項	五 運航管理者の選任及び解任に関する事項（安全統括管理者の要件）
(20) 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項	第一二二条の二の二 人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。
(21) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項	一 一人の運送をする内航不定期航路事業にかかる船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。 二 十八歳以上であること。
(22) 次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項	三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。
(23) (i) 航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図 (ii) もつばら一定の海域において人の運送を行うもの（（i）に掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項 （iii）旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項	四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

(24) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのあること。	第一二二条の二の三 人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。
(25) 船舶の運航の管理を行おうとする内航定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して人の運送をする内航不定期航路事業を営む場合にあつては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員と船員として三年又は甲板部の職員と	第一二二条の二の三 人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。
(26) 一 住所及び氏名 二 廃止した事業の概要 三 事業廃止の月日	第二二三条の二 法第二十条の二第五項において準用する法第十五条规定する内航定期航路事業の運送をする内航不定期航路事業の届出を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
(27) (一) 事業廃止の届出	第二二三条の三 法第二十条の二第五項において準用する法第十五条规定する内航定期航路事業の運送をする内航不定期航路事業の届出を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
(28) (一) 事業廃止の届出	第二二三条の四 法第二十一条第一項の規定による内航定期航路事業の許可申請

(29) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのあること。	（法第二十条の二第五項において準用する法第十五条规定する内航定期航路事業の運送をする内航不定期航路事業の届出を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。）
(30) 船舶の運航の管理を行おうとする内航定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して人の運送をする内航不定期航路事業を営む場合にあつては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員と船員として三年又は甲板部の職員と	（法第二十条の二第五項において準用する法第十五条规定する内航定期航路事業の運送をする内航不定期航路事業の届出を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。）
(31) 一 住所及び氏名 二 廃止した事業の概要 三 事業廃止の月日	（法第二十条の二第五項において準用する法第十五条规定する内航定期航路事業の運送をする内航不定期航路事業の届出を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。）
(32) (一) 事業廃止の届出	（法第二十条の二第五項において準用する法第十五条规定する内航定期航路事業の運送をする内航不定期航路事業の届出を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。）
(33) (一) 事業廃止の届出	（法第二十一条第一項の規定による内航定期航路事業の許可申請）

二 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の氏名
 三 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

四 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示する）

ロ 使用旅客船の明細（第一号様式による。）

ハ 当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の概要

二 運航が特定の時季又は一日のうちの特定の時間内に限られているものにあつては、その運航の時季又は時間

ホ 運航開始予定期日

ヘ 乗合旅客の運送をするものにあつては、その旨

前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請が法第二十一条第五項において掲げる基準に適合する旨の説明

ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）

ハ 法第二十一条の五において準用する法第十一条の三第一項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第五項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書並に最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

四 法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客定期航路事業（第二十三条の四の三第二項において「第二号旅客不定期航路事業」といいう。）にあつては、安全人材確保計画（法第二十一条第四項第五号の国土交通省令で定める事項）

二 運航の安全を確保するための従業者の確保の目標

一 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標とする。

二 法第二十一条の三第一項又は第二項の更新を受けようとする者（次条において「第二号許可更新申請者」という。）に係る安全人材確保計画にあつては、当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を含む。）の申請の際に提出した安全人材確保計画に係る次に掲げる事項

イ 安全人材の確保の目標の達成状況

ロ 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組の状況

ハ 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況

二 輪送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況

（許可の更新）

二十三條の四の三 第二号許可更新申請者は、第二十二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十二条（第一項第四号を除く。）、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可、旅客不定期航路事業及び旅客不定期航路事業者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号中「ロ及びハ」とあるのは「ハ」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

（事業計画の変更の届出）

二十三條の六 法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更是、次のとおりとする。

一 使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更

二 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三 安全人材確保計画（事業の廃止の届出）

二十三條の四の四 法第二十一条の四の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしよう

とする者は、次に掲げる事項を記載した旅客定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

二 廃止の届出に係る航路

三 廃止の予定期日（法第二十一条の五において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）

一 住所及び氏名

二 事業計画中変更した事項（新旧の事業計画に係る部分に限る。）を明示すること。

三 事業計画を変更した年月日

四 変更を必要とした理由

（第二款 外航不定期航路事業）

二十三條の五 第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十二条（第一項第四号を除く。）、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可、旅客不定期航路事業及び旅客不定期航路事業者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号中「ロ及びハ」とあるのは「ハ」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

（事業開始の届出）

二十三條の七 法第二十条第一項の規定により外航不定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航不定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 開始した事業の概要

三 事業開始の年月日

（第三款 外航定期航路事業）

二十三條の八 法第二十条第一項の規定により外航定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 使用船舶の明細（第十号様式による。）その他開始しようとする事業の概要

三 事業開始の年月日

（事業変更の届出）

二十三條の八 法第二十条第一項の規定により外航定期航路事業に係る事項の変更の届出（外航定期航路事業に係るものに限る。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 変更した事項（前条第一項に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三 変更した年月日

<p>法第二十条第二項の規定により届出をした事項の変更の届出（外航不定期航路事業に係るものに限る。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする外航不定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は當業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>一 住所及び氏名</p> <p>二 変更しようとする事項（前条第二項に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）</p> <p>三 変更の予定期日</p> <p>四 変更を必要とする理由 （事業廃止の届出）</p> <p>第二十三条の九 法第二十条第三項の規定により外航不定期航路事業廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航不定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は當業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>一 住所及び氏名</p> <p>二 廃止した事業の概要</p> <p>三 事業廃止の年月日 (準用規定)</p>
--

<p>ハ 勤務体制に関する事項</p> <p>イ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項</p> <p>二 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項</p> <p>三 本運航管理者の権限及び責務に関する事項</p> <p>イ 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項</p> <p>四 口船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項</p> <p>(2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項</p> <p>五 並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項</p> <p>六 次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項</p> <p>(i) 航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図</p> <p>(ii) もつばら一定の海域において人の運送を行うもの（(i) に掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図</p> <p>七 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項</p> <p>八 乗組に関する事項</p> <p>九 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項</p> <p>十 その管理の体制に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項</p>

<p>（運航管理者の要件）</p> <p>第二十三条の十一の三 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 船舶の運航の管理を行おうとする外航不定期航路事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>二 船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。</p> <p>三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。</p> <p>四 口船舶の運航の管理を行おうとする外航不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>イ 船舶の運航の管理を行おうとする外航不定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。</p> <p>二 十八歳以上であること。</p> <p>三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。</p> <p>四 安全管理規程の設定又は変更の届出</p> <p>（運航管理規程の設定又は変更の届出）</p> <p>第二十三条の十一の二 法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに主たる事務所又は當業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>一 住所及び氏名</p> <p>二 届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）</p> <p>三 事業開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）</p> <p>四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由</p>

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第二十三条の十三 法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る)は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

五 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参与する管理的地位にあること及び第二十三条の十一の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類

二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が第二十三条の十一の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

五 前項の安全統括管理者選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任された運航管理者選任された運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

五 前項の安全統括管理者選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任された運航管理者選任された運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

五 前項の安全統括管理者選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任された運航管理者選任された運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

五 前項の安全統括管理者選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任された運航管理者選任された運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

五 前項の安全統括管理者選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

あるのは、「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

第二十三条の十四 法第二十三条の二の国土交通省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。

二 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

三 みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。

四 みだりに自動車その他の貨物の積付けた船舶又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

五 みだりにタラップ、しや断機その他旅客又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

六 みだりに旅客又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他の旅客の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。

第二十三条の十六 本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする外航不定期航路事業(当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る)を営む者は、法第二十四条第一項(法第四十二条第一項の規定により読み替え適用する場合を含む)の規定により、国土交通大臣又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が輸送の安全又は航路実績についてその区間及び期間を指定して報告を始めたときは、遅滞なく、外航旅客運航実績臨時報告書(第十号様式の一による)一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。(輸送安全等臨時報告書)

第二十三条の十七 船舶運航事業者は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長(对外旅客定期航路事業者、外航貨物定期航路事業者又は不定期航路事業者(旅客不定期航路事業者を除く))の場合にあつては、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、その他の場合にあつては、所轄地方運輸局長。以下この条において同じ)から、その事業に関し報告書を求められたときは、報告書一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。(臨時の報告)

第二十三条の十八 船舶運航事業者は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長(对外旅客定期航路事業者、外航貨物定期航路事業者又は不定期航路事業者(旅客不定期航路事業者を除く))の場合にあつては、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、その他の場合にあつては、所轄地方運輸局長。以下この条において同じ)から、その事業に関し報告書を求められたときは、報告書一通を当該報告を求めた者に提出しなければならない。

第二十三条の十九 一般旅客定期航路事業者(対外旅客定期航路事業者を営む者を除く)、特定旅客定期航路事業者(対外旅客定期航路事業者を営む者を除く)、外航貨物定期航路事業者(外航貨物定期航路事業者又は不定期航路事業者(旅客不定期航路事業者を除く))の場合は、国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が当該事業者に提出する報告書一通を当該報告を求めた者に提出しなければならない。

第二十三条の二十 国土交通大臣又は地方運輸局長は、前項の報告書を求めるときは、報告書の様式、報告書の提

出期限その他必要な事項を明示するものとする。

第三節 航海命令従事証明書

(航海命令従事証明書)
法第二十六条第三項に規定する証明書は、第五号様式によるものとする。

第四節 損失補償

第二十五条 法第二十七条第一項に規定する損失の補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した航海命令損失補償請求書二通を当該命令による航海を実行した後三月以内に国土所の所在地を管轄する地方運輸局長と読み替えるものに限る。について準用する。

第五節 運送に関する協定等

第二十六条 法第二十九条第一項の規定により協定の締結又はその内容の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した協定締結認可(変更認可)申請書を協定に関する事務を統括する事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

第六節 一日の航行命令の内容

第二十七条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の住所及び氏名

第七節 航海命令の内容

第二十八条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第八節 運送に関する協定の認可申請

第二十九条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第九節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十一条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十一節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十二条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十二節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十三条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十三節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十四条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十四節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十五条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十五節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十六条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十六節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十七条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十八節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十八条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第十九節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第三十九条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第二十節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

第四十一条 法第二十九条第一項の規定により協定の当事者の営業種目及び所在地

第二十二節 協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

四 法第二十八条第三号の協定にあつては、共同経営を予定する航路に係る現に設定している運航日程及び設定を予定する運航日程を記載した書類

第一項に規定する申請書は、協定に関する事務を統括する事務所又は営業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由することができる。

4 第一項に規定する申請書の提出部数は、二通（協定等の届出）

第二十七条 法第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更しようとする船舶運航事業者が法第二十九条の二第一項の規定により行う届出は、次に掲げる事項を記載した協定等届出書二通を国土交通大臣に提出して行うものとする。

一 法第二十八条第四号に規定する協定、契約又は共同行為（以下「協定等」という。）の当事者の主たる事務所又は営業所（外国の船舶運航事業者があつては、その主たる事務所及び所在地及び氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名））

二 協定等に関する事務を統括する事務所又は営業所があるときはその名称及び所在地

三 協定等の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

四 締結し、若しくは行おうとし、又は内容を変更しようとする協定等の名称及び概要

五 締結し、若しくは行おうとし、又は内容を変更しようとする協定等の効力発生の時期及びその存続の期間の定めある場合は、その期間

六 法第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更することが必要な理由

七 前項の届出書には、原本と相違ない旨を記載した協定等の原本の写（口頭の協定等である場合には、その内容を説明する文書）を添付するものとする。

八 國土交通大臣は、前項の原本又は口頭の協定等の内容を説明する文書の原文が日本語以外の国語で書かれている場合において、必要がある文書の提出を求めることができる。

第二十七条の二 法第二十九条の二第一項の規定により届け出られた協定等の当事者の変更に係る協定等の内容の変更をしようとする船舶運航事業者が法第二十九条の二第一項の規定により行う届出は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した協定等参加（脱退）による。

一 参加（脱退）しようとする船舶運航事業者の主たる事務所又は営業所（外国の船舶運航事業者があつては、その主たる事務所及び所在地における営業所又は代理店）の所在地及び氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

二 参加（脱退）しようとする船舶運航事業者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要

三 参加（脱退）しようとする協定等の名称及び概要

四 参加（脱退）を必要とする理由

五 前項の参加（脱退）届出書には参加（脱退）しようとする船舶運航事業者以外の協定等の当事者の参加（脱退）同意書を添付するものとする

第二十七条の三 法第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為に係る航路において事業を經營している船舶運航事業者は、法第二十四条第一項（法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、国土交通大臣が当該行為が法第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため、各号に適合しているかどうかを判断するため、当該航路における運航の実績についてその区間、定期不定期の別及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、第十一号様式による協定等航路運航実績臨時報告書一通を国土交通大臣に提出するものとする。

（変更の報告）

第二十八条 一般旅客定期航路事業者、特定旅客定期航路事業の許可を受けた者又は旅客不定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（第二号に掲げる場合（代表権を有しない役員に変更があつた場合に限る。）には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）、変更報告書（第三号様式による。）を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた

場合

二 法第二十九条第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した准日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 船舶の国籍

四 船舶所有者の住所及び氏名

五 國際海事機関船舶識別番号

六 総トン数等（法第三十八条第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）

七 法第三十八条第四項に規定する検査（以下「安全衛生検査」という。）を受けた船舶については、検査内容

八 法第三十九条第一項に規定する船舶に係る認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。）が当該船舶を運航していることを証する書類

九 船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

十 船舶所有者が申請者（法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。）の子会社であることを証する書類

十一 船舶の登録を受けた船舶にあつては、第

十二 条第三十五条の総トン数等計算書の賛本

十三 安全衛生検査を受けた船舶にあつては、第

十四 条第三十八条第一項第一号又は第二項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の写し

十五 第三十五条の総トン数等計算書の賛本

十六 安全衛生検査を受けた船舶にあつては、第

十七 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第一項の登録を受けた船級協会（次条において「船級協会」という。）の船級の登録を受けている旨の証明書

十七 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第一項の登録を受けた船級協会（次条において「船級協会」という。）の船級の登録を受けている旨の証明書

十八 当該船舶の運航に従事する船員の育成及び確保に関する計画書

第三十条 法第三十四条第一項の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 準日本船舶の確保

二 準日本船舶に乗り組む船員の育成及び確保

三 特定旅客定期航路事業について、運送の需要者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合

四 法第三十八条第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した准日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

二 法第二十九条の二第一項の規定により届出を行つた不定期航路事業を當む者又は外国の船舶運航事業者は、その主たる事務所若しくは代理店の所在地又は氏名（法人にあつてはその名称若しくは代表者の氏名）に変更があつた場合には、遅滞なく、変更報告書（第三号様式による。）を国土交通大臣に提出するものとする。

三 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

四 法第三十八条第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した准日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 船舶の国籍

四 船舶所有者の住所及び氏名

五 国際海事機関船舶識別番号

六 総トン数等（法第三十八条第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）

七 法第三十八条第四項に規定する検査（以下「安全衛生検査」という。）を受けた船舶については、検査内容

八 法第三十九条第一項に規定する船舶に係る認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。）が当該船舶を運航していることを証する書類

九 船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

十 船舶所有者が申請者（法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。）の子会社であることを証する書類

十一 船舶の登録を受けた船舶にあつては、第

(認定の要件)

第三十二条 法第三十八条第一項第一号及び第二項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 当該船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する微用これらに類する措置が行われていないこと。
- 当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。

法第三十八条第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。

法第三十八条第一項第二号及び第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条第一項第二号及び第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

事項	要件
当該船舶の大きさ	総トン数五百トン以上のものであること。
当該船舶の検査に関する事項	船級協会の船級の登録を受けていること。
当該船舶の運航に従事する船員の確保に関する事項	船員の育成及び確保が実かつ効果的に行われること見込まれること。

法第三十八条第三項の規定により船舶の総トン数等の測度を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した総トン数等測度申請書を所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等、運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定す

る事務を分掌するものをいう。第四十九条において同じ。）の長（以下この章において「地方運輸局長等」という。）をいい、船舶が本邦外にある場合には、関東運輸局長をいう。以下この章において同じ。）に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 船舶の国籍

四 船舶所有者の住所及び氏名

五 國際海事機関船舶識別番号

六 國際総トン数

七 起工年月日

八 総トン数等の測度を受けようとする場所及び期日

九 その他国土交通大臣が必要と認める事項

一 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付するものとする。

二 一般配置図

三 中央横断面図

四 鋼材配置図

五 上部構造図

六 國際総トン数を証する書類

三 所轄地方運輸局長等は、船舶の総トン数等の測度のため必要があると認める場合は、前項各号に掲げる図面及び書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（測度の準備）

第三十四条 測度の申請をした者は、所轄地方運輸局長等が指示するところに従い総トン数等の測度の準備をするものとする。

（総トン数等の測度等）

（測度の引継ぎ）

当該測度を申請した所轄地方運輸局長等以外の地方運輸局長等が管轄する区域内又は本邦外に移転した場合は、当該申請をした所轄地方運輸局長等に次に掲げる事項を記載した総トン数等測度引継申請書を提出して、当該船舶の新たな

所在地を管轄する地方運輸局長等（当該船舶が本邦外に移転した場合には、関東運輸局長）への測度の引継ぎを受けることができる。

（命令航海に確實かつ速やかに従事させることができる場合にあつては、関東運輸局長をいう。以下この章において同じ。）に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 國際海事機関船舶識別番号

四 測度の引継ぎを受けようとする理由

五 引継ぎ後測度を受けようとする場所及び期日

六 その他国土交通大臣が必要と認める事項（安全衛生検査の申請等）

者は、次に掲げる事項を記載した安全衛生検査申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 船舶所有者の住所及び氏名

四 檢査を受けようとする事項

五 船舶の国籍

六 その他国土交通大臣が必要と認める事項（前項の申請書には、二千六年の海上の労働に関する条約の締約国である外国が当該条約の規定に基づいて交付した船員法（昭和二十二年法律第百号）第一百条の三第二項に規定する海上労働証書に相当する証書（第四十二条第三項において「相当証書」という。）の写しを添付するものとする。）

（変更等の届出）

（変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。）

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 國際海事機関船舶識別番号

四 法第三十八条第七項各号に掲げる事項に変更があつた場合は、当該変更に係る事項、当該変更があつた場合には、当該変更に係る事項、当該変更があつた年月日及び当該変更の理由

五 前項に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由の詳細及び当該事由が生じた年月日

（理由）

六 法第三十八条第七項各号に掲げる事項のうち当該変更に係るもの添付するものとする。

（前項の届出が法第三十八条第七項各号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、前項の届出書に、第三十一条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの添付するものとする。）

（前項の届出が法第三十八条第七項各号に掲げる事項のうち認定証の記載事項に該当するもの変更に係るものである場合には、第一項の届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証書換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。）

（認定証の記載事項）

（認定対外船舶運航事業者等の住所及び氏名）

（船舶の国籍）

（船舶所有者の住所及び氏名）

（国際海事機関船舶識別番号）

五 安全衛生検査を受けた船舶にあつては、検査内容

（命令航海に確實かつ速やかに従事させることができる場合にあつては、関東運輸局長）への測度の引継ぎを受けることができる。

（命官航海に確實かつ速やかに従事させることができる場合にあつては、関東運輸局長）への測度の引継ぎを受けることができる。

- 2 するものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付するものとする。

一 一般配置図

二 中央横断面図

三 当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面

四 國際総トン数を証する書類

3 第三十三条第三項の規定は、第一項の規定による準日本船舶の総トン数等の改測の申請の場合について準用する。

(準用規定)

第四十一条 第三十四条から第三十六条までの規定は、前条第一項の規定による準日本船舶の総トン数等の改測の申請の場合について準用する。(準日本船舶の安全衛生検査の内容の変更に係る検査の申請等)

第四十二条の二 法第三十八条第九項の規定により準日本船舶の検査内容の変更に係る検査(以下「変更検査」という。)を受けようとする者は、第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した安全衛生変更検査申請書及び第三十六条の三の安全衛生検査合格証を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2 第三十六条の二第二項及び第三項の規定は、前項に規定する準日本船舶の変更検査の場合について準用する。(安全衛生検査合格証の書換え)

第四十二条の三 所轄地方運輸局長等は、変更検査の結果当該船舶が船員法第一百条の六第三項第二号に掲げる要件に適合していると認めたときは、第三十六条の三の安全衛生検査合格証の書換えをする。(准日本船舶の譲受等の届出)

第四十二条 法第三十八条第十項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶譲受等届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 國際海事機関船舶識別番号

四 法第三十八条第十項各号に掲げる場合のいづれに該当するかの別

五 届出の事由が発生した年月日

- 2 前項の届出が法第三十八条第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、前項の届出書に国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 國際総トン数を記述する書類

二 その他国土交通大臣が法第三十八条の二の確認を行うために必要と認める書類

3 第一項の届出（安全衛生検査を受けた船舶に係るものに限る。）が法第三十八条第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、第一項の届出書に検査内容を記載するとともに、相当証書の写しを添付するものとする。

（認定証の再交付）

第四十二条の二 認定対外船舶運航事業者等は、認定証を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認定証を再交付申請書に当該損傷した認定証（認定証を滅失したときは、その事實を記載した書面）を添付して、これを国土交通大臣に提出し、認定証の再交付を受けるものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 國際海事機関船舶識別番号

四 再交付申請の理由

2 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。

（認定証の返納）

第四十二条の三 認定対外船舶運航事業者等は、法第三十八条第十二項の規定により準日本船舶に係る認定が取り消されたときは、遅滞なく、認定証を国土交通大臣に返納するものとする。（総トン数等の確認）

第四十二条の四 法第三十八条の二の規定による確認は、第四十二条第二項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された国際総トン数と、第三十三条第一項の総トン数等測度申請書に記載された国際総トン数（法第三十八条第八項の規定により改測を受けた場合にあつては、第四十条第一項の総トン数等改測申請書に記載された国際総トン数）とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

（安全衛生検査の内容の確認）

第四十二条の四の二 法第三十八条の三の規定による確認は、第四十二条第三項の規定により準

- 日本船舶譲受等届出書に記載された検査内容と、第三十六条の二第一項の安全衛生検査申請書に記載された検査を受けようとする事項（法第三十八条第九項の規定により変更検査を受けた場合にあつては、第四十一条の二第一項の安全衛生変更検査申請書に記載された検査を受けようとする事項）とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。
(準)日本船舶重要事項報告書)
第四十二条の五 法第三十九条の五第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書（第十二号様式による）一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。
(臨時の報告)
第四十二条の六 認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十八条第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に關し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。
2 国土交通大臣は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。
第五章の二 外航船舶の確保等
(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者と密接な関係を有する者)
第四十二条の七 法第三十九条第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四十二条の七の六第二項及び第四十二条の十八において同じ。）及び関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十二条の七の六第二項において同じ。）とする。
(外航船舶確保等計画の認定の申請)
第四十二条の七の二 法第三十九条の二第一項の規定により外航船舶確保等計画の認定を申請しようとする者は、第二十四号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
1 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

- | |
|--|
| <p>イ 登記事項証明書
 ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 ハ 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類
 二 株主名簿又はこれに類する書類
 二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
 イ 定款又は寄付行為の謄本
 ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類
 三 個人につては、次に掲げる書類
 イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
 ロ 資産調査書 </p> |
| <p>ハ 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類</p> |
| <p>一 第一項の場合において、法第三十九条の三の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、開始した船舶貸渡業の概要を記載した書類を添付するものとする。</p> |
| <p>二 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定の適用を受けようとするときは、同項及び第二項に規定する書類のほか、第四十二条の九第二項に規定する書類（第二項に規定する書類を除く。）を添付するものとする。</p> |
| <p>三 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定により法第三十九条の十一及び法第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。</p> |
| <p>（船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるもの）</p> |
| <p>第四十二条の七の三 法第三十九条の二第二項第二号の船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> |
| <p>一 主機
 二 音響測深機
 三 プロペラ
 （認定の通知）</p> |
| <p>第四十二条の七の四 国土交通大臣は、法第三十九条の二第四項（同条第六項において準用する</p> |

場合を含む。)の規定により外航船舶確保等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、第二十五条号様式による認定通知書により行うものとする。

(計画期間)
第四十二条の七の五 法第三十九条の二第四項第三号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

(計画期間において導入する外航船舶の隻数)
第四十二条の七の六 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める外航船舶の隻数は、当該対外船舶貨渡業者等の計画期間開始の日における外航船舶の隻数に百分の二十五を乗じて得た隻数とする。

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、次に掲げる者から取得する船舶であつて、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶の隻数は、当該船舶に該当する外航船舶の隻数を含まないものとする。

1 申請者の子会社等又は関連会社
2 申請者の親会社等(会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。)又はその子会社等若しくは関連会社
(計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合)

第四十二条の七の七 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める特定外航船舶の割合は、百分の七十とする。

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合は、当該船舶に該当する外航船舶の割合とする。

第四十二条の七の八 法第三十九条の二第五項の規定により外航船舶確保等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第二十六条号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該外航船舶確保等計画の変更が第四十二条の七の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、その旨及ぶ確認を受けた年月日

四 讀渡の予定期日
2 前項の外航船舶讀渡等届出書には、讀渡契約書の写しを添付するものとする。

2 前項の申請書には、当該外航船舶に該当する外航船舶を含まないものとして計算するものとする。

(外航船舶確保等計画の変更の認定申請)
第四十二条の七の九 法第三十九条の二第五項の規定により外航船舶確保等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第二十六条号様式による申請書を添付するものとする。

2 前項の申請書には、当該外航船舶確保等計画の変更が第四十二条の七の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類を添付するものとする。

3 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。

(特定外航船舶の確認)

第四十二条の七の九 認定対外船舶貸渡業者は、認定外航船舶等計画の計画期間において導入した外航船舶が特定外航船舶に該当することについて、国土交通大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者等は、次に掲げる事項を記載した特定外航船舶確認申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

1 確認を受けようとする者の住所及び氏名
2 確認を受けようとする外航船舶の明細
3 計画期間において導入する外航船舶の隻数を含まないものとす

る。

4 特定外航船舶に該当する旨の認定事業基盤強化事業者が発行する証明書
5 対外船舶運航事業者との貸渡しに関する契約書の写し又は当該認定対外船舶貸渡業者等が自らの外航船舶運航事業の用に供することを証する書類

6 国土交通大臣は、第二項の特定外航船舶確認申請書に記載された外航船舶が認定外航船舶確保等計画に従つて導入された特定外航船舶に該当することを確認したときは、速やかに、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、当該特定外航船舶の対外船舶運航事業者への貸渡しの状況を記載した確認証を交付するものとする。

第七章 先進船舶の導入等の促進
(先進船舶)
第四十二条の八 法第三十九条の十第一項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

1 液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に環境への負荷の低減に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶

2 インターネット・オブ・シングス活用技術(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。)その他の航行の安全性若しくは効率性の向上又は快適性の確保に相当程度寄与する先進的な技術として国土交通大臣が定めるものを用いた船舶

(先進船舶導入等計画の認定の申請)
第四十二条の九 法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとするとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

1 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
ロ 最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書
二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄付行為の謄本
ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類
三 個人があつては、次に掲げる書類
イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

2 前項の通知は、第十五号様式による認定通知書に第四十二条の九第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(認定通知書)
第四十二条の十一 国土交通大臣は、法第三十九条の十一第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により先進船舶導入等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対する支援措置とする。
一 先進船舶導入等計画の認定により受けようとする支援措置
二 前号に掲げるもののほか、先進船舶導入等計画の実施に当たつて特に留意すべき事項

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

1 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
ロ 最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書
二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄付行為の謄本
ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類
三 個人があつては、次に掲げる書類
イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

2 前項の通知は、第十五号様式による認定通知書に第四十二条の九第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(先進船舶導入等計画の変更の認定申請)
第四十二条の十二 法第三十九条の十一第五項の規定により先進船舶導入等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第十六号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、当該先進船舶導入等計画の変更が第四十二条の九第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類をそれぞれ添付するものとする。

3 第四十二条の九第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

告書を、計画期間に係る事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一ヶ月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとす

る。

2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとす

る。

2 前項の申請書の正本及び副本には、当該先進船舶導入等計画の変更が第四十二条の九第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類をそれぞれ添付するものとする。

表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとす

る。

2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとす

る。

2 前項の申請書の正本及び副本には、当該先進船舶導入等計画の変更が第四十二条の九第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類をそれぞれ添付するものとする。

(届出を要しない貸渡し)

第四十五条 法第四十四条の二に定めし書の国土交通省令で定める期間は、六月（当該船舶に係る貸渡しが定期借船である船舶については二年）とする。

第十章 雜則

(日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表)

第四十六条 法第四十五条の二の国土交通省令で定める事項は、日本船舶（対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。）及び準日本船舶のそれぞれの隻数とする。（手数料）

第四十七条 法第四十五条の三第一項の国土交通省令で定める額は、同項第十一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

2 外国において法第三十八条第三項又は第八項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

3 法第四十五条の三第一項の国土交通省令で定める額は、同項第十二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

4 第一項及び第二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十八号様式による。）に貼つて納付するものとする。

5 第三項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十九号様式による。）に貼つて納付するものとする。（職權の委任）

第四十八条 海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職權（同条第三項に規定する職權を除く。）を行ふ地方運輸局長は、（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長）

五 前各号に掲げるものの以外の職權にあつては、所轄地方運輸局長

第四十九条 令第四条第三項の国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所は、特定運輸支局等とする。

2 令第四条第三項に規定する職權を行ふ特定運輸支局等の長は、船舶の所在地を管轄する特定運輸支局等の長とする。（聴聞の利害關係人）

二 法第二十条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止

の届出、第二十条の二第二項及び第三項にお

いて準用する法第十条の三第一項の規定によ

る安全管理規程の設定又は変更の届出、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第三項の規定による安全管理規

程の変更の命令、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第七条の規定による安全統括管理者又は運航管理者の解任の命令、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、第二十条の二第二項において準用する法第十条の二第二項及び第三項の規定による保険契約締結の命令、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の二の規定による輸送の安全にかかる情報の整理及び公表並びに第三十二条の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三 法第二十九条第一項の規定による協定の締結若しくはその内容の変更の認可又は同条第三項の規定による協定の取消しにあつては、協定に関する事務を統括する事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

四 法第三十八条第三項及び第八項の規定による船舶の総トン数等の測度並びに同条第四項及び第九項の規定による船舶の検査にあつては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、海上運送法施行の日から適用する。

附 則（昭和二十五年六月三日運輸省令第

三七号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十

五年五月四日から適用する。

附 則（昭和二六年六月一一日運輸省令第

四十五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年二月七日運輸省令第

五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月八日運輸省令第

五九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年一〇月二〇日運輸省

令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年一一月二五日運輸省

令第八二号）抄

この省令は、令施行の日（昭和二十八年十二

月二十五日）から施行する。

附 則（昭和二八年一二月二五日運輸省

令第五四号）抄

この省令は、昭和三十年十月十日から施行す

る。（聴聞等の方法の特例）

第五十一条 地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項及び第三項に第二十一条の五において準用する場合を含む。）、法第十四条第二項及び第十七条（法第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行いう場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条による輸送の安全の確保に関する命令、第二十条の二第二項において準用する法第十九条の二第二項及び第三項の規定による保険契約締結の命令、第二十条の二第二項及び第三項の規定による安全統括管理者の解任の命令、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、第二十条の二第二項において準用する法第十九条の二の二の規定による輸送の安全にかかる情報の整理及び公表並びに第三十二条の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

十五条规定各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第一項の規定による免許を受けるためには、所轄海運局長（当該航路の拠点を管轄する海運局長をいう。以下同じ。）の認定を受けた者は、特定旅客定期航路事業の免許を受けた者は、船舶のみをもつて営む事業であつて一の海運局の管轄区域内においてのみ営むものにあつては、所轄海運局長（当該航路の拠点を管轄する海運局長をいう。以下同じ。）の認定を受けた者は、特定旅客定期航路事業に該当することについて、運輸大臣（総トン数二十トン未満の船舶のみをもつて営む事業であつて一の海運局の管轄区域内においてのみ営むものにあつては、所轄海運局長（当該航路の拠点を管轄する海運局長をいう。以下同じ。）の認定を受けた者は、特定旅客定期航路事業の免許を受けた者とみなし、その他の者は、一般旅客定期航路事業の免許を受けた者とみなす。

改正法の施行前にした改正前の法第三条第一項の規定による旅客定期航路事業の免許の申請は、次項の規定による申請者の申出により、改正後の法第三条第一項各号に掲げる事業の種類についていたものとみなす。

前項の免許の申請をした者は、左に掲げる事項を記載した選定業種申出書二通に特定旅客定期航路事業の免許を受けようとする者にあつては、運送契約書の写又は契約の申込があつた旨を証するに足りる書類を添えて、所轄海運局長に又は所轄海運局長を経由して運輸大臣に提出するものとする。

二 免許申請に係る航路

三 申請書の受理年月日

四 一般旅客定期航路事業又は特定旅客定期航路事業の別

五 特定旅客定期航路事業の免許を受けようとする者にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

六 改正法施行の際現に同法により旅客不定期航路事業となる事業を営んでいる者が、第二十三条の三の規定により提出する旅客不定期航路事業許可申請書には、同条第一項第五号ロ（二）に掲げる事項は記載しなくてもよい。

前五項の規定は、もつばら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業について準用する。

附 則（昭和三十三年一二月二六日運輸省令第五四号）

（経過規定）

2 海上運送法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第九十号）。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正前の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）以下「法」という。）第三条第一項の規定による免許を受けて旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、その経営する旅客定期航路事業に該当することについて、運輸大臣（総トン数二十トン未満の船舶のみをもつて営む事業であつて一の海運局の管轄区域内においてのみ営むものにあつては、所轄海運局長（当該航路の拠点を管轄する海運局長をいう。以下同じ。）の認定を受けた者は、特定旅客定期航路事業の免許を受けた者とみなし、その他の者は、一般旅客定期航路事業の免許を受けた者とみなす。

改正法の施行前にした改正前の法第三条第一項の規定による旅客定期航路事業の免許の申請は、次項の規定による申請者の申出により、改正後の法第三条第一項各号に掲げる事業の種類についていたものとみなす。

前項の免許の申請をした者は、左に掲げる事項を記載した選定業種申出書二通に特定旅客定期航路事業の免許を受けようとする者にあつては、運送契約書の写又は契約の申込があつた旨を証するに足りる書類を添えて、所轄海運局長に又は所轄海運局長を経由して運輸大臣に提出するものとする。

二 免許申請に係る航路

三 申請書の受理年月日

四 一般旅客定期航路事業又は特定旅客定期航路事業の別

五 特定旅客定期航路事業の免許を受けようとする者にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

六 改正法施行の際現に同法により旅客不定期航路事業となる事業を営んでいる者が、第二十三条の三の規定により提出する旅客不定期航路事業許可申請書には、同条第一項第五号ロ（二）に掲げる事項は記載しなくてもよい。

前五項の規定は、もつばら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業について準用する。

附 則（昭和三十三年一二月二六日運輸省令第五四号）

る。

令第五四号）

<p>この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和三四年一〇月一日運輸省令 第四六号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和三八年一〇月一日運輸省令第五号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和三十九年八月十日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四〇年六月三〇日運輸省令第六号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和三十九年八月十日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四〇年六月三〇日運輸省令第二四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四三年六月二六日運輸省令第二六号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四五年六月一〇月一日運輸省令第四一号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四五年八月二八日運輸省令第七四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和四十五年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四六年六月二六日運輸省令第八〇号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和四十六年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四七年五月一二月一五日運輸省令第六八号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四七年五月一二三日運輸省令第三二号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四八年四月二五日運輸省令第一五号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五〇年七月一六日運輸省令第二七号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和五十年八月十五日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五三年五月二三日運輸省令第二六号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五六六年三月三〇日運輸省令第一二号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五六六年三月三〇日運輸省令第一三号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五六六年三月三〇日運輸省令二四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六三年三月二〇日運輸省令第四〇号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六三年一一月二四日運輸省令第四〇号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年七月三〇日運輸省令第二三号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第一六号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。</p> <p>第一条 この省令の施行前に運航実績臨時報告書の様式については、第一条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四十三条第一項第三号の規定に基づいた申請に係る船舶明細書については、第五条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四十三条第一項第三号の規定に基づく船舶明細書とみなす。</p> <p>4 この省令の施行前に船舶の譲渡等及び外國船の譲受に係る第五条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四十四条の二及び第四十五条の規定による報告については、なお従前の例によることができる。</p>
--	---

第三号様式（第28条関係）

第三号様式の二（第23条の15、第42条の2

B	部会	会員	×××
1.	総務	会員	×××
2.	会員登録・会員登録料	会員	×××
3.	会員登録・会員登録料	会員	×××
4.	総務	会員登録	×××
5.	総務	会員登録	×××
6.	総務	会員登録	×××
7.	その他	会員登録	×××
C	会員登録	会員登録	×××
1.	総務	会員登録	×××
2.	その他	会員登録	×××
D	会員登録	会員登録	×××
1.	会員登録	会員登録	×××
2.	会員登録	会員登録	×××
3.	会員登録	会員登録	×××
E	会員登録	会員登録	×××
1.	会員登録	会員登録	×××
2.	会員登録	会員登録	×××
F	会員登録	会員登録	×××
1.	会員登録	会員登録	×××
2.	会員登録	会員登録	×××
G	会員登録	会員登録	×××
1.	会員登録	会員登録	×××
2.	会員登録	会員登録	×××
H	会員登録	会員登録	×××
1.	会員登録	会員登録	×××
I	会員登録	会員登録	×××
J	会員登録	会員登録	×××
K	会員登録	会員登録	×××
L	会員登録	会員登録	×××
M	会員登録	会員登録	×××
N	会員登録	会員登録	×××
O	会員登録	会員登録	×××

年 月 日	室 施 研 修 論
題	
審査者名及び所	
海上漁業危険航行規則(第 高橋 順)の復習により、以下のとおり轉載 いたします。	
交回書類	
新	
改	
変更履歴	

バス(台)
帆船自走車(台)
普通車(台)
その他(台)
合計(台)
バス(台)
帆船自走車(台)
普通車(台)
その他(台)
合計(台)
バス(台)
帆船自走車(台)
普通車(台)
その他(台)
合計(台)
バス(人)
帆船自走車(人)
普通車(人)
その他(人)
合計(人)
乗客(席)
荷物(袋)
半荷物(袋)
小荷物(袋)
搬送物(袋)
搬送物及付属物(袋)

問題（下）

- 某市は、次第に大都市へと発展する中で、市内に現れる「不適切施設」として、次に示すものがある。そのうち、最も社会的・倫理的に問題があるものとして、記述式の問題を解答することとする。
 - 本多ビルの裏手には、年々増加する傾向にある、一定規模の飲食店、茶寮、居酒屋、ラーメン店等が立ち並んでおり、市内に現れる「不適切施設」として、最も社会的・倫理的に問題があるものとして、記述式の問題を解答すること。
 - 新規開発地区では、既存の施設の跡地を再利用して、特需商業施設、人通りの多い歩道に面して立地する飲食店、喫茶店等が立ち並んでおり、市内に現れる「不適切施設」として、最も社会的・倫理的に問題があるものとして、記述式の問題を解答すること。
 - 新規開発地区では、一般住宅地に隣接して、特需商業施設、人通りの多い歩道に面して立地する飲食店、喫茶店等が立ち並んでおり、市内に現れる「不適切施設」として、最も社会的・倫理的に問題があるものとして、記述式の問題を解答すること。
- 新規開発地区では、既存の施設の跡地を再利用して、特需商業施設、人通りの多い歩道に面して立地する飲食店、喫茶店等が立ち並んでおり、市内に現れる「不適切施設」として、最も社会的・倫理的に問題があるものとして、記述式の問題を解答すること。
- 新規開発地区では、一般住宅地に隣接して、特需商業施設、人通りの多い歩道に面して立地する飲食店、喫茶店等が立ち並んでおり、市内に現れる「不適切施設」として、最も社会的・倫理的に問題があるものとして、記述式の問題を解答すること。
- 新規開発地区では、既存の施設の跡地を再利用して、特需商業施設、人通りの多い歩道に面して立地する飲食店、喫茶店等が立ち並んでおり、市内に現れる「不適切施設」として、最も社会的・倫理的に問題があるものとして、記述式の問題を解答すること。

Extract of the Related Clauses
○Marine Transportation Law, Law No. 387 of 2009
Article 39 (Order to Repair Vessel)
1. The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may order a ship operator to engage in repair by designating a route or a vessel, or persons of goods to be transported, or by the place where the vessel is necessary for loading or unloading of goods. In such case, the Minister shall issue an order to the person who intends to engage in the vessel volatility or the master of each person's a vessel's reeffort.
2. When the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism intends to give the order referred to in the preceding paragraph, the Minister shall pay attention to ensuring the safety for the vessel operator under the order and the seal of the vessel.
3. When the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism has made the order referred to in paragraph 1, the Minister shall issue to the master of the vessel a certificate of the vessel being fit for service.
4. (Omitted)
○Marine Law, Law No. 386 of 2007
Article 39 (Order to Repair Vessel)
1. A master shall, unless otherwise provided by an ordinance of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, keep the following documents on board:
1. ~, ~, (omitted)
6. The certificate referred to in paragraph 3, article 38 of the Marine Transportation Law, Law No. 387 of 2009

第六号様式から第八号様式まで削除
44条関係（第42条の7の10、第43条、第44条）

第九号様式(第42条の7の10、第43条、第44条関係)

船舶明細書

年月日現在

船名	国籍	
所有者の氏名又は名称及び住所		
船舶番号	船舶港	
船舶の種類	航行区域	
総トン数	重量トン数	
航海の態様		
船舶員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨		
液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶にあってはその燃料の種別		

(注) 1. 船舶の種類の欄には、貨物船、油船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船について
はコンテナ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。
2. 航行区域の欄には、船舶登録証書により遠洋、近海の別を記載すること。
3. 航海の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業(对外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業)の別及び運
航区間を記載すること。

第十号様式（第21条の13、第23条の7関係）

第十号様式（第21条の13、第23条の7関係）	
船舶名	
登録年	
登録港	
船舶登録番号	
船舶員及び船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨	
船舶港	
航行区域	
船舶の種類	
総トン数	
船舶登録証書	
航行区域	
船舶の運航	
船舶の運航能力	

(注) 船隻登録簿の欄は、コンテナ船以外の船舶についてはページを複数
及びドキュメントを複数、コンテナ船についてはロードマート等のコンテナ
登録したエクスポートの複数を記載すること。

第十二條修正(第14条の5開設)	日本本部直轄要事項報告書
	年 月
国団交通大橋 類	住 所
	氏名又は名称 代表者の氏名
海上運送法第36条の5第1項の規定により、同法第38条第3項による認定を受け 船舶に直轄要事項について報告します。	
	記
1. 第日本船團の概要	
(1) 本 船 团	
(2) 同上本船團の組織構成図	
2. 第日本船團の船舶直轄要事項の状況	
3. その他監督官へすべき事項の状況	
(1) 第日本船團の大半は、日本海運業界にとどる。	

第十三号様式
(第42条の9関係)
削除

第十四号様式 (第42条の9関係)	
<p>第十四号様式（第42条の9関係）（平成24年・昭・平成24年4月～6月 令和元年～令和2年）</p> <p>光送船員等計画の認定申請書</p> <p>年　月　日</p> <p>国土交通大臣　署</p> <p>氏名又は名称 代表者の氏名</p> <p>海上運送法附則の11条第1項の規定により、下記の光送船員等 計画の認定を申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 光送船員の導入等計画の内容 光送船員の導入等計画の目標及び作業 実施区域 計画期間 光送船員の導入等に実施に必要な資金の額及びその西進方法 光送船員の導入等計画の認定により受けようとする文書類 光送船員導入計画の実施にあたって特に留意すべき事項 <p>（備考）　同様の大きさは、日本語要領をもととする。</p>	

第十五号様式
(第42条の11関係)

第十五号様式 (第42条の11関係)（平成24年～25年）	
<p>光送船員導入等計画の認定申請書</p> <p>年　月　日</p> <p>署</p> <p>国土交通大臣　署</p> <p>下記による認定申請書及び付属書に記載の光送船員導入等計画に つて、海上運送法附則の11条第1項の規定により、認定を申請する 場合は必ずこの規定に基づき、認定をして頂けます。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請年月日　年　月　日 認定した光送船員導入等計画の内容 別紙のとおり （注意）　この義務を負い、大切に保管しておいてください。 	

第十六号様式
(第42条の12関係)

第十六号様式（第42条の12関係）（平成24年～25年・昭・平成24年4月～6月 令和元年～令和2年）	
<p>光送船員導入等計画の変更の認定申請書</p> <p>年　月　日</p> <p>国土交通大臣　署</p> <p>氏名又は名称 代表者の氏名</p> <p>下記の光送船員導入等計画について、下記の通り変更をいたいので、 海上運送法附則の11条第1項の規定により、認定を申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 変更（上へ）ある光送船員導入等計画の概要 【認定番号】　年　月　日 【認定期間】　年　月　日 変更（下へ）する理由 当該光送船員導入等計画の使用状況 <p>（備考）　同様の大きさは、日本語要領をもととする。</p>	

第十七号様式
(第42条の13関係)

第十七号様式（第42条の13関係）（平成24年～25年・昭・平成24年4月～6月 令和元年～令和2年）	
<p>光送船員導入等計画の実施状況に関する報告書</p> <p>年　月　日</p> <p>国土交通大臣　署</p> <p>氏名又は名称 代表者の氏名</p> <p>下記の光送船員導入等計画の実施状況について報告します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 光送船員導入等計画の概要 【認定番号】　年　月　日 【認定期間】　年　月　日 光送船員導入等計画の認定により受けた文書類 実施した光送船員導入等計画の内容 その他実施すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> 用紙の大きさは、日本語要領をもととする。 規範となる資料を実施作成の上、添付すること。 	

第十八号様式（第四十二条の15関係）

第十八号様式（第42条の15の12関係）
特定期制導入計画の認定申請書
年 月 日
国土交通大臣 様
氏名又は会社名
代表者の氏名
海上運送法第39条の20項1項の規定により、下記の特定期制導入計画の認定を申請します。
記
1. 特定期制導入計画の目標及び内容
2. 実施計画
3. 計画期間
4. 特定期制導入計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 特定期制導入計画の認定の規定により行うとする実験等
6. 特定期制導入計画の認定の規定により行うとする審査等
7. 先進船導入等計画の認定の特例を受けようとする場合は、その内容等
8. 特定期定法の特例を受けようとする場合は、その内容等
(備考)
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

第十九号様式（第四十二条の16において準用する）
第42条の11関係

第十九号様式（第42条の16において準用する第42条の11関係）
特定期制導入計画の認定通知書
年 月 日
国土交通大臣 様
氏名又は会社名
代表者の氏名
下記による認定が本申請の特定期制導入計画について、海上運送法第39条の20項1項の規定により、認定されましたので通知します。
記
1. 申請年月日 年 月 日
2. 認定した特定期制導入計画の内容
別添のとおり。
(注意) この通知書は、大目に併せておいてください。

第二十号様式（第42条の16において準用する）
第42条の12関係

第二十号様式（第42条の16において準用する第42条の12関係）
特定期制導入計画の変更の認定申請書
年 月 日
国土交通大臣 様
氏名又は会社名
代表者の氏名
下記の特定期制導入計画について、下記のとおり変更したいので、海上運送法第39条の20項5項の規定により、認定を申請します。
記
1. 変更しようとする特定期制導入計画の概要
【認定通知書番号】 第 分
【認定通知書交付年月日】 年 月 日
2. 変更しようとする事項
3. 変更しようとする理由
4. 该該特定期制導入計画の実施状況
(備考)
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

第二十一号様式（第42条の16において準用する）
第42条の13関係

第二十一号様式（第42条の16において準用する第42条の13関係）
特定期制導入計画の変更の報告書
年 月 日
国土交通大臣 様
氏名又は会社名
代表者の氏名
下記の特定期制導入計画の実施状況について報告します。
記
1. 特定期制導入計画の概要
【認定通知書番号】 第 分
【認定通知書交付年月日】 年 月 日
2. 報告に係る計画の概要
3. 特定期制導入計画の認定により受けた支援措置
4. 特定期制導入計画の達成状況
5. 実施した特定期制導入計画の内容
6. その結果達すべき事項
(備考)
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。
附録となる資料を別途添付の上、提出すること。

第二十二号様式(第47条関係)

手 貨 料 納 付 書
金
船舶の名前
社 ト ン 量
測定の範囲
上記金額の手数料を納めます。
印 紙
年 月 日
住 所
氏名又は会社名
代理人の氏名
港 方 港 梱 島 黄
港 中 港 梱 島 黄
港 下 港 梱 島 黄
港 本 港 梱 島 黄
港 案 港 案 港 案 港
港 案 港 案 港 案 港
港 案 港 案 港 案 港
港 案 港 案 港 案 港
港 案 港 案 港 案 港
(注) 用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

第二十二号様式(第47条関係)

手 貧 料 納 付 書
金
船舶の名前
船舶の国籍
上記金額の手数料を納めます。
印 紙
年 月 日
住 所
氏名又は会社名
代理人の氏名
港 方 港 梱 島 黄
港 中 港 梱 島 黄
港 下 港 梱 島 黄
港 本 港 梱 島 黄
港 案 港 案 港 案 港
港 案 港 案 港 案 港
港 案 港 案 港 案 港
港 案 港 案 港 案 港
港 案 港 案 港 案 港
(注) 用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

第二十號様式(第42条の7の2関係)

外航船舶確保等計画の認定申請書

年 月 日

国土交通省大臣 指

氏名又は会社名
代理人の氏名

上記運送法第2条第1項の規定により、下記の外航船舶確保等計画の認定を申請します。

- 外航船舶の登録の要件と准許の要件との間違の確認
- 外航船舶登録の要件と准許の要件との間違の確認
- 外航船舶登録の要件と准許の要件との間違の確認
- 外航船舶登録の要件と准許の要件との間違の確認
- 外航船舶登録の要件と准許の要件との間違の確認

(注) 用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

第二十五号様式(第42条の7の4関係)

外航船舶確保等計画の認定通知書

年 月 日

国土交通省大臣 指

下記による認定申請及び届け書類に記載の外航船舶確保等計画について、海上保安庁第30条の第4項(各項において準ずる場合を除く。)の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

- 認定月日 年 月 日
- 認定した外航船舶確保等計画の内容

(注) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第二十六号様式（第42条の7の8関係）

第二十六号様式（第42条の7の8関係）

外航船舶確保等計画の変更の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 聞

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の外航船舶確保等計画について、下記のとおり変更したいので、海上保安法第59条の規定による認定を申請します。

記

1. 変更しようとする外航船舶確保等計画の概要
 【認定申請番号】 第 号
 【認定開始年月日】 年 月 日
 2. 変更しようとする事項

3. 変更しようとする理由

(備考)
 用紙の大きさは、日本用紙規格A4とする。

第二十七号様式（第42条の7の11関係）

第二十七号様式（第42条の7の11関係）

外航船舶確保等計画の実施状況に関する報告書

年 月 日

国土交通大臣 聞

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の外航船舶確保等計画の実施状況について報告します。

記

1. 外航船舶確保等計画の概要
 【認定申請番号】 第 号
 【認定開始年月日】 年 月 日
 2. その他に係る記載欄

3. 外航船舶の確保等の目的の達成状況

4. 実施した外航船舶確保等計画の内容

5. その他記載すべき事項

(備考)
 用紙の大きさは、日本用紙規格A4とする。